

住宅・まちづくり

都市計画の決定等・縦覧

①～⑤は区決定、⑥は東京都決定の内容です。

【縦覧内容】▶①飯田橋駅前地区地区計画の決定

- ▶②防火地域・準防火地域の変更
- ▶③高度地区の変更
- ▶④特別工業地区の変更
- ▶⑤中高層階住居専用地区の変更
- ▶⑥用途地域の変更

【告示日】1月24日

【縦覧場所】▶①区景観・まちづくり課

(本庁舎8階)

▶②～⑥区都市計画課(本庁舎8階)
※①～⑥は東京都都市整備局都市計画課(都庁第二本庁舎12階北側)でも縦覧しています。

【問合せ】区景観・まちづくり課☎(5273)3569へ。

はがき・ファックス等の記入例

講座・催し等の申し込み

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。
※費用の記載のないものは、原則無料。
※電子メールは、件名に講座・催し名を記入。

- ①講座・催し名
- ②〒・住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④電話番号
(往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

策定しました 新宿区交通安全計画



区では、昭和48年以降、区交通安全計画を策定しています。今回、令和3～7年度を対象とした第11次交通安全計画を策定しました。

計画の全文と概要版は、下記閲覧場所で閲覧できます。

【計画の目的】区内の陸上交通に関する対策の総合的・効果的な推進を図り、区と区の区域を管轄する関係行政機関等が実施する施策を明らかにすること

【内容】交通死者数・事故件数の減少のための取り組み(道路交通環境の整備、交通安全意識の啓発、道路交通秩序の維持等)

【閲覧場所】交通対策課・区政情報課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館

※新宿区ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階)☎(5273)4265へ。

改定しました 新宿区耐震改修促進計画

平成20年3月に策定し、平成30年2月に改定した「耐震改修促進計画」を、計画の進捗状況や関連計画の改定、社会経済状況の変化等を踏まえ、改定しました。

計画の全文は、下記閲覧場所で閲覧できます。

【計画の目的】住宅・建築物の耐震化を総合的・計画的に促進し、地震により想定される被害を6割減少させ、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限にとどめる減災社会を実現する

【内容】耐震化の目標、取り組み方針、耐震化促進を図るための施策等

【閲覧場所】防災都市づくり課・区政情報課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館

※新宿区ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎8階)☎(5273)3829へ。



認知症に関する相談

認知症介護者相談

【日時】3月7日(月)午後2時～4時

【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室

【対象】認知症の方の介護者等で心や体に悩みを抱えている方、3名

【内容】西新宿コンシェルシアクリニック精神科医師による個別相談

【申込み】2月17日(木)から電話で高齢者支援課高齢者相談第一係(本庁舎2階)☎(5273)4593へ。先着順。

認知症・もの忘れ相談

【日時・会場】▶①3月3日(木)…落合保健センター(下落合4-6-7)、▶②3月30日(水)…戸塚高齢者総合相談センター(高田馬場1-17-20、区社会福祉協議会1階)いずれも午後2時30分～4時

【対象】区内在住でもの忘れが心配な方、各日4名

【内容】新宿区医師会認知症・もの忘れ相談医による個別相談

【申込み】2月17日(木)から電話で▶①は落合第一高齢者総合相談センター☎(3953)4080、▶②は戸塚高齢者総合相談センター☎(3203)3143へ。先着順。



北新宿 第二地域交流館の 催し

◆フレイル予防～栄養編

【日時】3月10日(木)午後2時～3時30分

【対象】区内在住の60歳以上、16名

【内容】フレイル予防と、コンビニ惣菜でもできる栄養管理(講師は奥村伸二/管理栄養士)

【会場・申込み】2月17日(木)から電話かファックス(3面記入例のとおり記入)または直接、同館(北新宿3-20-2)☎(5348)6751・FAX(3369)0081へ。先着順。

▲同催しチラシ

申請期限は
3月15日
(必着)

新型コロナで収入が減少した世帯の方へ 減免申請を受け付けています 国民健康保険料・介護保険料・ 後期高齢者医療保険料

減免の対象となる保険料は、令和3年度分の保険料で、令和3年4月1日～4年3月31日に納期限があるものです。申請期限直前は混雑が予想されます。余裕をもって申請してください。

所定の申請書と必要書類を郵送で提出してください。申請書は新宿区ホームページから取り出せます。

申請要件等詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)でご案内しています。

【問合せ】保険料減免担当(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階)☎(5273)4189へ。



後期高齢者医療制度・国民健康保険に加入している方へ 高額介護合算療養費 高額介護予防医療合算サービス事業費

医療費と介護費の合算が自己負担限度額を超えた場合に払い戻します

①高額介護合算療養費

8月～翌年7月の医療保険と介護保険の自己負担の世帯合計額が高額になった場合、限度額(下表★)を超えた金額を払い戻します。

②高額介護予防医療合算サービス事業費

上記①の自己負担の世帯合計額に、介護予防・生活支援サービス事業の自己負担の世帯合計額を加えた金額が高額になった場合、限度額(下表★)を超えた金額を払い戻します。

※いずれもすでに払い戻されている高額療養費、高額介護サービス費等は対象になりません。

【★自己負担限度額】 加入している保険が「後期高齢者医療制度と介護保険」または「国民健康保険と介護保険(70歳～74歳の方がいる世帯)」の場合

医療保険負担割合	所得区分	自己負担限度額	
3割	現役並み所得Ⅲ(住民税課税所得690万円以上)	212万円	
	現役並み所得Ⅱ(住民税課税所得380万円以上)	141万円	
	現役並み所得Ⅰ(住民税課税所得145万円以上)	67万円	
1割 (70歳～74歳の国民健康保険加入者は2割)	一般		
	住民税非課税世帯等	区分Ⅱ	56万円
		区分Ⅰ	31万円 19万円

※「70歳未満の方がいる国民健康保険と介護保険に加入している世帯」では、限度額が異なります。詳しくは、医療保険年金課国保給付係にお問い合わせください。

◆払い戻しに該当すると思われる方には2月下旬～3月中旬に申請書を発送します
対象期間は令和2年8月～3年7月分です。申請書に同封の案内に沿って申請してください。

◆以下の方はお問い合わせください

▶令和2年8月～3年7月に「新宿区に転入した方」「ほかの健康保険から国民健康保険・後期高齢者医療制度に変わった方」…申請書が届かない場合があるため、お問い合わせください。

▶令和3年7月31日現在、会社などの健康保険に加入していた方…加入していた医療保険者にお問い合わせください。払い戻しの申請に介護保険の自己負担額証明書が必要な方は、介護保険課給付係で発行します。

【申請・問合せ】

①のうち▶後期高齢者医療制度加入者は高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階)☎(5273)4562、▶国民健康保険加入者は医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階)☎(5273)4149へ。

②は介護保険課給付係(本庁舎2階)☎(5273)4176へ。